

募集

令和5年度オホーツク管内町村職員採用資格試験案内(大学卒)

試験実施日 7月9日(日)
試験地 札幌市・美幌町
公示日 5月1日(月)
募集期間

5月1日(月)～5月9日(金)消印有効
5月9日(金)消印有効
願書配布期間
5月1日(月)～6月9日(金)
試験申込書等の設置場所
(設置は公示日以降)

- 管内町村役場並びに総合支所(東藻琴・生田原・丸瀬布・白滝)、湧別庁舎
- 北見市役所、北見市総合支所(常呂・端野・留辺蘂)、網走市役所、紋別市役所
- オホーツク町村会(網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎2階)
- 北見市若者就活応援センター(北見市大通西3丁目1番地1)
- 北海道町村会(札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館6階)
- 札幌学生職業センター(札幌市中央区北4条西5丁目)

大樹生命札幌共同ビル
●どさんこ交流テラス
(東京都千代田区有楽町2丁目10-1東京交通会館8階)
問い合わせ先
オホーツク町村会
☎0152-44-6472
庶務係26番窓口
☎77-83371

離乳食教室(初期)に参加しませんか?

4〜7か月児(初期)の保護者を対象にした離乳食教室を開催します。教室内容は離乳食の進め方と試食などです。お気軽に参加ください。
日時
5月17日(水)
午前10時から2時間程度
対象者
4〜7か月児(初期)の保護者
場所
津別町役場 調理実習室
持ち物
筆記用具
その他
参加費は無料です。託児があります。
申込締切
5月10日(水)
問い合わせ・申し込み先
健康推進係7番窓口
☎77-83380

お知らせ

令和4年度日赤募金運動協力のお知らせ

毎年ご協力をいただいた日赤募金について、令和4年度も多くの皆さまにご協力にいただき、心より感謝申し上げます。

皆さまからお寄せいただいた寄付金は、日本赤十字社北海道支部へ送金し、その後は日本赤十字社の活動資金として活用される予定です。

今後とも日本赤十字社の活動に、ご支援・ご協力をお願いします。

令和4年度寄付額
403,200円
問い合わせ先
福祉係6番窓口
☎77-83381

令和5年度
調理師試験のお知らせ
試験日時
令和5年8月29日(火)
午後1時30分〜4時まで
願書受付期間
5月8日(月)〜19日(金)まで

試験地
北見市
受験料
6,900円
問い合わせ先
オホーツク総合振興局
保健環境部北見地域保健室
(北海道北見保健所)
企画総務課企画係
☎0157-24-4171

水質検査計画の公表について

皆さんに水道水を安全に飲んでいただくため、水道法に基づく水質検査を毎月行っています。

その検査項目や検査頻度を記載した「水質検査計画」の閲覧を行っています。閲覧はいつでもできますのでご覧ください。

《閲覧場所》
建設課水道係
※町のホームページでもご覧できます。
https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/ku_rashi_tetsuzuki/jogesuido/21432.html

問い合わせ先
水道係21番窓口
☎77-83389

木質ペレットストーブ購入補助費のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 令和6年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

補助金の額

○ペレットストーブ(中古品を除く)本体(設置費等を除く)の税抜き価格の3分の2以内(千円未満は切り捨て)で、1台25万円を限度とします。

その他

- 申請様式は町ホームページからダウンロードできます。
https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/shigoto_sangyo/saiseienergy/4/1592.html
- 補助の申請及び交付等については、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

※補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。



問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 17番窓口 ☎77-8387

太陽光発電システム設置費補助金

津別町では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に寄与するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。
※工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。



補助対象者

- ①町内に住所を有する方で、町内において自ら居住する住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するための太陽光発電システム付きの住宅等(新築のものに限る)を購入する方。ただし、借地・借家等に居住している方が設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾を得ていること
- ②町税を滞納していない方
- ③発電システムの利用状況等について、町が行う調査に協力できる方

補助対象となる太陽光発電システム

- ①太陽光発電システムの条件(次の全てに適合するもの)
 - ・低圧配電線と逆潮流有りで連結し、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できること
 - ・発電出力が10kw未満の設備であること
 - ・日本工業規格等で認められていること
 - ・未使用であること(中古品は対象外です)
- ②補助金対象範囲
 - ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、インバーター、発生電力量計、直流側開閉器、保護装置、売買電力量計、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用



補助金の額

設置(購入)した太陽光発電システムの最大出力の値(kw表示とし、小数点以下第2位未満は四捨五入)に1kw当り4万円を乗じて得た額。ただし、補助金限度額は12万円となります。

問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 17番窓口 ☎77-8387